

第 31 回研究会（Ⅰ 卸売業，小売業）における議論等を踏まえた
生産物分類リスト 修正項目（案）

【対処方針1】

(卸売・小売)

前回案		対処方針(案)を踏まえた生産物分類(案)	
分類項目名(案)	定義・内容例示	分類項目名(案)	定義・内容例示
外衣・シャツ (官公需用制服・事務用・作業用・衛生衣服、 学校服、和服、スポーツ用を除く)		外衣・シャツ (官公需用制服・事務用・作業用・衛生衣服、 学校服、和服、スポーツ用を除く)	
織物製乳幼児服	上衣、ズボン、スカート、オーバーオール、レインコート、ロンパース、園児服等	乳幼児服	上衣、ケープ、セーター、カーディガン、ベスト、ズボン、スカート、オーバーオール、レインコート、ロンパース、園児服等
ニット製乳幼児用外衣	上衣、ケープ、セーター、カーディガン、ベスト、ズボン、スカート、レギンス、ロンパース、園児服等	上衣類 (スポーツ用、乳幼児用を除く)	スーツジャケット、プレザー、ジャンパー等
織物製背スーツ上衣 (プレザー、ジャンパー等を含む)	織物製スーツジャケット	スカート・ズボン類 (替えズボンを含み、スポーツ用、乳幼児用を除く)	スラックス、スーツスカート、チノパンツ、ガウチョパンツ等
織物製スーツスカート・スーツズボン (替えズボンを含む)	織物製スーツスカート、織物製スーツズボン	オーバーコート・レインコート・ゴム引合羽・ビニル合羽	ニットコート、トッパコート、スプリングコート、ママコート、繊維製レインコート等
織物製オーバーコート・レインコート・ゴム引合羽・ビニル合羽	トッパコート、スプリングコート、ママコート、繊維製レインコート等	ワンピース	
織物製ワンピース		ブラウス	
織物製ブラウス		ワイシャツ	
ニット製ブラウス		アウターシャツ類 (ワイシャツ、スポーツ用、乳幼児用を除く)	開きんシャツ、アロハシャツ、Tシャツ、トレーナー、ポロシャツ、カットソー等
織物製ワイシャツ		セーター・カーディガン・ベスト類 (スポーツ用、乳幼児用を除く)	セーター、カーディガン、ベスト
ニット製ワイシャツ		その他の外衣・シャツ (官公需用制服・事務用・作業用・衛生衣服、学校服、和服を除く)	
織物製シャツ (ワイシャツを除く)	開きんシャツ、アロハシャツ等		
ニット製アウターシャツ類 (スポーツ用、乳幼児用、ワイシャツを除く)	Tシャツ、トレーナー、ポロシャツ、カットソー等		
ニット製セーター・カーディガン・ベスト類 (スポーツ用、乳幼児用を除く)	セーター、カーディガン、ベスト		
ニット製上衣・コート類 (プレザー、ジャンパー等を含み、スポーツ用、乳幼児用を除く)	ニットコート、ニットジャケット等		
ニット製ズボン・スカート (スポーツ用、乳幼児用を除く)	ニットスカート、ニットパンツ		
その他の外衣・シャツ (官公需用制服・事務用・作業用・衛生衣服、 学校服、和服を除く)			

【対処方針1】 (卸売・小売)

前回案		対処方針(案)を踏まえた生産物分類(案)	
分類項目名(案)	定義・内容例示	分類項目名(案)	定義・内容例示
寝着類		寝着類	
織物製寝着類 (和式のものを除く)	パジャマ、ナイトガウン等	寝着類 (和式のものを除く)	パジャマ、ネグリジェ、ナイトガウン等
ニット製寝着類	パジャマ、ネグリジェ、ナイトガウン等		

【対処方針1】 (卸売・小売)

前回案		対処方針(案)を踏まえた生産物分類(案)	
分類項目名(案)	定義・内容例示	分類項目名(案)	定義・内容例示
下着類		下着類	
補整着	コルセット、ガードル、ブラジャー、ウエストニッパ、ニット補正着、ボディースーツ、ブラジャー	補整着	コルセット、ガードル、ブラジャー、ウエストニッパ、ニット補正着、ボディースーツ、ブラジャー
綿織物製下着(補整着を除く)	アンダーシャツ、ステテコ、パンツ、トランクス、シュミーズ、スリッパ、ベチコート等	下着・肌着類(補整着を除く)	アンダーシャツ、ランニングシャツ(下着用)、ステテコ、パンツ、トランクス、シュミーズ、スリッパ、ベチコート等
その他の繊維織物製下着(補整着を除く)	アンダーシャツ、ステテコ、パンツ、シュミーズ、スリッパ、ベチコート等	ブリーフ・ショーツ類(補整着を除く)	ブリーフ、パンティ、ズボン下等
ニット製肌着(補整着を除く)	アンダーシャツ、ランニングシャツ(下着用)等	スリッパ・ベチコート類(補整着を除く)	スリッパ、ベチコート
ニット製ブリーフ・ショーツ類(補整着を除く)	ブリーフ、パンティ、ズボン下等		
ニット製スリッパ・ベチコート類(補整着を除く)	スリッパ、ベチコート		

【対処方針1】 (卸売・小売)

前回案		対処方針(案)を踏まえた生産物分類(案)	
分類項目名(案)	定義・内容例示	分類項目名(案)	定義・内容例示
その他の衣服・繊維製身の回り品 (毛皮製衣服・身の回り品を含む。)		その他の衣服・繊維製身の回り品 (毛皮製衣服・身の回り品を含む。)	
	⋮		⋮
ソックス	ソックス、ハイソックス、オーバーニーソックス等	靴下類	ソックス、ハイソックス、オーバーニーソックス、パンティストッキング等
パンティストッキング			⋮
その他の靴下			
	⋮		

【対処方針1】 (卸売・小売)

前回案		対処方針(案)を踏まえた生産物分類(案)	
分類項目名(案)	定義・内容例示	分類項目名(案)	定義・内容例示
乾物		乾物	
寒天		海藻加工品	こんぶ、のり、ひじき、ふのり、焼きのり、わかめ、あらめ、とろろこんぶ、酢こんぶ、味付のり、寒天等
海藻加工品	こんぶ、のり、ひじき、ふのり、焼きのり、わかめ、あらめ、とろろこんぶ、酢こんぶ、味付のり、海藻類つぼ詰等	塩干・塩蔵品	塩かずのこ、塩たらこ、筋子、いくら、あじの開き干し、しらしぼし、キャビア等
塩干・塩蔵品	塩かずのこ、塩たらこ、筋子、いくら、あじの開き干し、しらしぼし、キャビア等	素干・煮干	みがきにしん、するめ、いりこ、乾燥かき等
素干・煮干	みがきにしん、するめ、いりこ、乾燥かき等	その他の乾物	○かつお節・削り節 ○くん製品 ○ふ、焼ふ、○かんぴょう ○干わかび、切干大根などの干野菜 ○ごま(すりごま)、いりごま
かつお節・削り節	○かつおバック 上花 花かつお ○いわし さば むろあじ まぐろの削り節		
その他の乾物	○ふ、焼ふ ○かんぴょう ○干わかび、切干大根などの干野菜 ○ごま(すりごま)、いりごま ○くん製品		

【対処方針1】 (卸売・小売)

前回案		対処方針(案)を踏まえた生産物分類(案)	
分類項目名(案)	定義・内容例示	分類項目名(案)	定義・内容例示
半導体素子 (光電変換素子を除く)		半導体素子 (光電変換素子を除く)	
シリコンダイオード	100mA未満の整流素子を含む	ダイオード	シリコンダイオード、小信号用ダイオード、スイッチングダイオード、定電圧ダイオード、マイクロ波ダイオード、整流素子(100mA未満のもの)等
その他のダイオード	小信号用ダイオード、スイッチングダイオード、定電圧ダイオード、マイクロ波ダイオード等	整流素子(100ミリアンペア以上)	ゲルマニウム整流素子、シリコン整流素子、セレン整流素子等
整流素子(100ミリアンペア以上)	ゲルマニウム整流素子、シリコン整流素子、セレン整流素子等	トランジスタ	バイポーラトランジスタ(BJT)、電界効果型トランジスタ(FET)、絶縁ゲートトランジスタ(IGBT)
バイポーラトランジスタ(BJT)	小信号トランジスタ、パワートランジスタ等	その他の半導体素子	サーミスタ、バリスタ、サイリスタ等
電界効果型トランジスタ(FET)	MOS形トランジスタ、薄膜トランジスタ等		
絶縁ゲートトランジスタ(IGBT)	MOS型FETとバイポーラトランジスタを複合化ICチップにしてMOS型FETの購入カインピーダンス特性と、バイポーラトランジスタの低飽和特性を合わせ持った素子		
サーミスタ	温度によって抵抗値が大きく変化する半導体抵抗素子。温度センサ、液面センサ、赤外線センサ等		
バリスタ	電圧を上げると、電気抵抗率が非線形的に変化する素子で、電子機器に内蔵される電源の安定化等に利用される。		
サイリスタ	半導体を使用したスイッチング素子であり、家電製品、情報通信機器、OA機器等に用いられる。		
その他の半導体素子			

【対処方針1】 (卸売・小売)

前回案		対処方針(案)を踏まえた生産物分類(案)	
分類項目名(案)	定義・内容例示	分類項目名(案)	定義・内容例示
集積回路		集積回路	
その他の半導体素子	オペレーショナルアンプ、バッファアンプ、汎用ビデオアンプ、コンパレータ、電源用IC、CCDインラインなど汎用用途向け線形回路	線形回路	標準線形回路(汎用用途向け線形回路)、非標準線形回路(通信用、自動車用などの汎用IC、TV用、VTR用、音響用等の民生用専用IC)
標準線形回路	オペレーショナルアンプ、バッファアンプ、汎用ビデオアンプ、コンパレータ、電源用IC、CCDインラインなど汎用用途向け線形回路	バイポーラ型集積回路	バイポーラ型計数回路、TTL、ECL等
非標準線形回路	産業用専用IC(通信用、自動車用などの汎用IC)、民生用専用IC(TV用、VTR用、音響用等)	モス型マイクロコンピュータ	MPU(マイクロプロセッサユニット)、MCU(マイクロコントローラユニット)
バイポーラ型集積回路	バイポーラ型計数回路、TTL、ECL等	モス型ロジック	標準ロジック、セミカスタム(ゲートアレイ、スタンダードセル)、ディスプレイドライバ等
モス型マイクロコンピュータ(MPU)	マイクロプロセッサユニット	モス型メモリ	DRAM、SRAM、フラッシュメモリ等
モス型マイクロコンピュータ(MCU)	マイクロコントローラユニット(動作に必要な記憶素子部分を内蔵するもの)、デジタルシグナルプロセッサはここに含む。	CCD(電荷結合デバイス)	電荷結合素子(Charge Coupled Device)を組み込んだ映像デバイス。 ○CCDイメージセンサー、CMOSイメージセンサ
モス型ロジック(標準ロジック)	CMOS標準ロジック等	その他のモス型	
モス型ロジック(セミカスタム)	ゲートアレイ、スタンダードセル(セミカスタム設計手法によるマイクロコンピュータはマイクロコンピュータに含む)。	混成集積回路	厚膜ハイブリッドIC、薄膜ハイブリッドIC等
モス型ロジック(ディスプレイドライバ)	液晶ディスプレイやプラズマディスプレイなど縦横でのマトリクス方式で画像を表示させるパネルを駆動及び制御する集積回路。	その他の集積回路	
モス型ロジック(その他ロジック)	周辺回路素子、専用IC等		
モス型メモリ(DRAM)	VRAM、フレイムメモリを含む。		
モス型メモリ(その他メモリ)	類似SRAMを含む。		
その他のモス型(CCD)	電荷結合デバイス及びCMOSセンサーを含む撮像デバイス。		
その他のモス型(その他モス型)	CCD以外のその他のモス型		
混成集積回路	厚膜ハイブリッドIC、薄膜ハイブリッドIC等		
その他の集積回路			

【対処方針1】

(卸売・小売)

前回案		対処方針(案)を踏まえた生産物分類(案)	
分類項目名(案)	定義・内容例示	分類項目名(案)	定義・内容例示
発電機・電動機・その他の回転電気機械		発電機・電動機・その他の回転電気機械	
タービン発電機(交流)	一般用蒸気タービン発電機、一般用ガスタービン発電機	直流発電機	
エンジン発電機(交流)		交流発電機	一般用蒸気タービン発電機、一般用ガスタービン発電機、一般エンジン発電機、水車発電機(交流)等
その他の発電機	直流発電機、水車発電機(交流)、電動発電機等	その他の回転電気機械	原動機付発電機セット、高周波発電機、調相機、周波数変換機(除く水銀整流器)、信号発電機、風力発電機、回転変換装置等
その他の回転電気機械	原動機付発電機セット、高周波発電機、調相機、周波数変換機(除く水銀整流器)、信号発電機、風力発電機、回転変換装置等	直流電動機(70W以上)	
直流電動機(70W以上)		交流電動機(70W以上)	単相誘導電動機(70W以上)、標準三相誘導電動機、非標準三相誘導電動機(70W以上)、PMモータ(70W以上)等
単相誘導電動機(70W以上)		サーボモータ	制御量(方向、位置)の任意の変化に追従するように構成された検出器付きモータ
標準三相誘導電動機		小形電動機(70W未満)	小形電動機;玩具用、時計用を除き、標準誘導電動機、家庭ミシン用電動機、クラッチ電動機以外の70W未満の直流及び交流電動機をいい、交直両用電動機を含む。
非標準三相誘導電動機(70W以上)	ビルトイン、水中、振動、変減速用、極数変換、ブレーキ、防爆、船用、車両用等		
交流電動機(PMモータ(70W以上))(自動車用)	駆動用		
交流電動機(PMモータ(70W以上))(その他)	駆動用以外		
その他の交流電動機(70W以上)	同期電動機、整流子電動機、家庭ミシン用電動機、変速電動機、クラッチ電動機等		
サーボモータ	制御量(方向、位置)の任意の変化に追従するように構成された検出器付きモータ		
小形電動機(70W未満)	小形電動機;玩具用、時計用を除き、標準誘導電動機、家庭ミシン用電動機、クラッチ電動機以外の70W未満の直流及び交流電動機をいい、交直両用電動機を含む。		

【対処方針1】 (卸売・小売)

前回案		対処方針(案)を踏まえた生産物分類(案)	
分類項目名(案)	定義・内容例示	分類項目名(案)	定義・内容例示
敷物・カーテン・帆布製品		敷物・カーテン・帆布製品	
じゅうたん、だん通		じゅうたん カーベツト	じゅうたん、だん通、タフテツドカーベツト
タフテツドカーベツト		カーテン	
カーテン		帆布製品	シート、テント、日よけ、幌等
帆布製品	シート、テント、日よけ、幌等	その他の敷物 カーテン 帆布製品	じゅうろマット、床マット、麻マット、フックド ラツグ、フェルトマット等
その他の敷物 カーテン 帆布製品	じゅうろマット、床マット、麻マット、フックド ラツグ、フェルトマット等		

【対処方針2】 (卸売・小売)

前回案		対処方針(案)を踏まえた生産物分類(案)	
分類項目名(案)	定義・内容例示	分類項目名(案)	定義・内容例示
電子計算機・周辺機器		電子計算機・周辺機器	
	⋮		⋮
プリンター	インクジェットプリンター、レーザープリンター等	プリンター	○インクジェットプリンター、レーザープリンター、活字インパクトプリンター ×産業用デジタル印刷機
ディスプレイ	外付けディスプレイ、モニター	ディスプレイ	○電子計算機用外付け液晶ディスプレイ、モニター ×テレビジョン受信機、液晶パネル フラットパネル、電光掲示板、デジタルサイネージ、蛍光表示管装置
	⋮		⋮

(卸売)

表示装置 (ディスプレイを除く)	
表示装置 (ディスプレイを除く)	○電光掲示板、デジタルサイネージ、蛍光表示管装置 ×テレビジョン受信機、液晶パネル フラットパネル、電子計算機用外付け液晶ディスプレイ、モニター

【対処方針3】 (小売)

前回案		対処方針(案)を踏まえた生産物分類(案)	
分類項目名(案)	定義・内容例示	分類項目名(案)	定義・内容例示
その他の機械器具		ガス機器・石油機器	
家庭用ミシン		暖房用ガス機器・石油機器	石油ストーブ、石油ファンヒーター、ガスストーブ等
暖房用ガス機器・石油機器	石油ストーブ、石油ファンヒーター、ガスストーブ等	調理用ガス機器・石油機器	ガスコンロ、ガス炊飯器、ガスレンジ、ガスグリル、石油コンロ等
調理用ガス機器・石油機器	ガスコンロ、ガス炊飯器、ガスレンジ、ガスグリル等	ガス風呂釜	
ガス風呂釜		ガス湯沸器	
ガス湯沸器		その他のガス機器・石油機器	石油風呂釜、石油風呂用バーナ、石油給湯器等
その他のガス機器・石油機器	石油コンロ、石油風呂釜、石油風呂用バーナ、石油給湯器等	その他の機械器具	
金庫		家庭用ミシン	
他に分類されないその他の機械器具		金庫	
		他に分類されないその他の機械器具	

【対処方針4】 (小売)

前回案		対処方針(案)を踏まえた生産物分類(案)	
分類項目名(案)	定義・内容例示	分類項目名(案)	定義・内容例示
		古本	
		古本	古書籍、古雑誌等

(卸売)

自動車中古部品 (二輪自動車部品を含む)	
自動車中古部品	自動車外装品、自動車機能部品、自動車内装品、二輪自動車部品 附属品等

卸売仲介・代理サービス	
卸売仲介・代理サービス	<p>売買の目的である商品について所有権を有することなく、また、直接的な管理をすと否とにかかわらず、手数料及びその他の報酬を得るために卸売業の代理業務を行い、あるいは仲立あっせんを行うサービス</p> <p>○農産物の集荷サービス(手数料をとることを主たる業とするもの)</p> <p>×不動産賃貸代理 仲介サービス、金融商品取引サービス、国内旅行サービス、海外旅行サービス</p>

【対処方針6】 (卸売・小売)

前回案		対処方針(案)を踏まえた生産物分類(案)	
分類項目名(案)	定義・内容例示	分類項目名(案)	定義・内容例示
電子計算機・周辺機器		電子計算機・周辺機器	
	⋮		⋮
光ディスク	光磁気ディスク(MO, MD等)、CD-R/RW、DVD-R/RW、BD-R/RE等	光ディスク	光磁気ディスク(MO, MD等)、CD-R/RW、DVD-R/RW、BD-R/RE等
磁気ディスク・磁気テープ	ハードディスクドライブ(HDD)、CDドライブ、DVDドライブ等	磁気ディスク・磁気テープ	フレキシブルディスク(フロッピーディスク)、ストレージ用磁気テープ(LTOテープ等)、録音用テープ、録画用テープ等
磁気ディスク装置	ハードディスクドライブ(HDD)、フロッピーディスクドライブ(FDD)等	磁気ディスク装置	ハードディスクドライブ(HDD)、フロッピーディスクドライブ(FDD)等
光ディスク装置	CD-ROMドライブ、DVD-ROMドライブ	光ディスク装置	CD-ROMドライブ、DVD-ROMドライブ
	⋮		⋮

【対処方針7】 (卸売・小売)

前回案		対処方針(案)を踏まえた生産物分類(案)	
分類項目名(案)	定義・内容例示	分類項目名(案)	定義・内容例示
野菜(果実的野菜を含む)		野菜	
かんしょ(さつまいも)		野菜(きのこ、山菜を除く)	○複数の野菜が入った調理用カット野菜、ミックスベジタブル、複数の野菜が入ったサラダ用カット野菜
ばれいしょ(じゃがいも)		きのこ	
野菜	○複数の野菜が入った調理用カット野菜、ミックスベジタブル、複数の野菜が入ったサラダ用カット野菜	山菜	
果実的野菜	メロン、すいか、いちご	果実的野菜	
きのこ		果実的野菜	メロン、すいか、いちご
山菜			

【対処方針8】 (卸売・小売)

前回案		対処方針(案)を踏まえた生産物分類(案)	
分類項目名(案)	定義・内容例示	分類項目名(案)	定義・内容例示
日用雑貨・荒物		日用雑貨・荒物	
	⋮		⋮
その他の日用雑貨・荒物	プラスチックホース、ゴム手袋、ラップフィルム、アルミホイル、線香類、ワックス(自動車用、家具用等)、靴ずみ麻袋、ガンニーバッグ、ヘッシャンバッグ、南京袋、綿袋、スフ袋、土のう袋等	その他の日用雑貨・荒物	プラスチックホース、ゴム手袋、ラップフィルム、アルミホイル、線香類、ワックス(自動車用、家具用等)、靴ずみ麻袋、ガンニーバッグ、ヘッシャンバッグ、南京袋、綿袋、スフ袋、土のう袋等
		ポリ袋	
		有料ごみ袋 (地方公共団体指定・推奨のもの)	市区町村又は一部事務組合が行う一般廃棄物の収集し処分するにあたって、指定又は推奨する有料のごみ袋 × 有料ごみ処理券、地方公共団体が無償で住民に配布するごみ袋
		有料レジ袋	デパート、スーパーなどで消費者が購入した商品を持ち運ぶために用いる有料レジ袋 × 有料の紙袋、サッカー台に常備されている無料のロール状のポリ袋
		その他のポリ袋	ごみ処理用袋(地方公共団体指定 推奨のものを除く)、食品保存等に用いられる小分け用のポリ袋、小売店舗のサッカー台に常備されているロール状のポリ袋等

【対処方針9,21】

(卸売・小売)

前回案		対処方針（案）を踏まえた生産物分類（案）	
分類項目名（案）	定義・内容例示	分類項目名（案）	定義・内容例示
飲料 (牛乳を除く、茶類飲料を含む)		飲料 (牛乳を除く、茶系飲料を含む)	
炭酸飲料	サイダー、コーラ、炭酸水等	炭酸飲料	サイダー、コーラ、炭酸水（飲用に適する水に二酸化炭素を圧入したもの）等
ジュース	オレンジジュース、トマトジュース、パインジュース、果汁（原液以外のもの）、果実飲料等	ジュース	オレンジジュース、トマトジュース、パインジュース、果汁（原液以外のもの）、果実飲料等
コーヒー飲料 (ミルク入りを含む)	缶コーヒー、カフェオレ、コーヒーシロップ、ミルク入りコーヒー飲料等	コーヒー飲料 (ミルク入りを含む)	缶コーヒー、カフェオレ、コーヒーシロップ、ミルク入りコーヒー飲料等
茶系飲料	緑茶、紅茶（ミルク入りを含む）、ウーロン茶、麦茶等	茶系飲料	緑茶、紅茶（ミルク入りを含む）、ウーロン茶、麦茶等
ミネラルウォーター		ミネラルウォーター	「ミネラルウォーター類（容器入り飲用水）の品質表示ガイドライン」（農林水産省食品流通局長通達）の適用範囲に該当するミネラルウォーター類 × 飲用に適する水に二酸化炭素を圧入した炭酸飲料に該当する炭酸水
その他の清涼飲料	ノンアルコール飲料、シロップ、スポーツドリンク、機能性飲料（特定健康保険食品、経口補水液等）、健康飲料（医薬部外品）等	その他の清涼飲料	ノンアルコール飲料、シロップ、スポーツドリンク、機能性飲料（特定健康保険食品、経口補水液等）等ただし、医薬部外品を除く。

【対処方針9】 (卸売・小売)

前回案		対処方針(案)を踏まえた生産物分類(案)	
分類項目名(案)	定義・内容例示	分類項目名(案)	定義・内容例示
自転車(部分品・付属品を含む)		自転車(部分品・付属品を含む)	
自転車	軽快車、ミニサイクル、マウンテンバイク、子供用自転車等	自転車	軽快車、ミニサイクル、マウンテンバイク、子供用自転車等
電動アシスト車	電動機で補助能力として設計された車で、二輪及び三輪で構成されるもので、チェンジギア装置をもつものも含む。	電動アシスト車	電動機で補助能力として設計された車で、二輪及び三輪で構成されるもので、チェンジギア装置をもつものも含む。
特殊車(スポーツ、実用車を含む)	一輪車、分解車、タンデム車、競技車等 ×電動アシスト車	特殊車(スポーツ、実用車を含む)	一輪車、分解車、タンデム車、競技車等 ×電動アシスト車
車いす(手動式)		自転車の部分品・取付具・付属品	リム、スポーク、ハンドル、ギヤ、クランク、フリーホイール、ハブ、ブレーキ、サドル、スタンド、ベル、荷台、ペダル、ヘルメット、空気入れポンプ等
自転車の部分品・取付具・付属品	リム、スポーク、ハンドル、ギヤ、クランク、フリーホイール、ハブ、ブレーキ、サドル、スタンド、ベル、荷台、ペダル、ヘルメット、空気入れポンプ等	車いす	
		手動式車いす	自走式手動車いす、介助式手動車いす
		電動車いす	原動機として電動機を用いるもので、毎時6キロメートルを超える速度を出すことができない等の道路交通法施行規則の規定を満たすもの。 自操用標準(ジョイスティック)形、自操用ハンドル形

(卸売)

その他の輸送用機械器具		その他の輸送用機械器具	
フォークリフトトラック・同部分品・付属品	キャバシタ ハイブリッド式、エンジン ハイブリッド式など	フォークリフトトラック・同部分品・付属品	キャバシタ ハイブリッド式、エンジン ハイブリッド式など
構内運搬車(けん引車を含む)	蓄電池運搬車、内燃機関運搬車、動力付運搬車等	構内運搬車(けん引車を含む)	蓄電池運搬車、内燃機関運搬車、動力付運搬車等
他に分類されない産業用運搬車両	産業用機関車、産業用貨車、ストラドルキャリア、道路用スイーパー、構内用スイーパー、産業用トレーラー(農業用を含む)等	他に分類されない産業用運搬車両	産業用機関車、産業用貨車、ストラドルキャリア、道路用スイーパー、構内用スイーパー、産業用トレーラー(農業用を含む)等
他に分類されないその他の輸送用機械器具	四輪バギー、スノーモビル、クルーザー、モーターボート、小型船舶等	他に分類されないその他の輸送用機械器具	四輪バギー、スノーモビル、クルーザー、モーターボート、小型船舶等

(小売)

その他の輸送用機械器具		その他の輸送用機械器具	
その他の輸送用機械器具	四輪バギー、スノーモビル、クルーザー、小型船舶等	その他の輸送用機械器具	四輪バギー、スノーモビル、クルーザー、小型船舶等

【対処方針10,12,13,14,15,16,17,19,20,21】（卸売）

前回案		対処方針（案）を踏まえた生産物分類（案）	
分類項目名（案）	定義・内容例示	分類項目名（案）	定義・内容例示
医療用医薬品		医療用医薬品	
医療用医薬品	医師法（昭和23年法律第201号）又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）の規定に基づいて、医師又は歯科医師が交付する処方箋により院外の調剤薬局において購入したもの。院内において医師により処方されたものを除く。	医療用医薬品	医家 薬局向け医薬品（医薬品製剤、ワクチン、血清、保存血液、生薬 漢方等）
一般用医薬品・衛生用品		要指導・一般用医薬品	
一般用医薬品	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に定める医薬品及び医薬部外品（医師の処方箋によるものを除く。）。 感冒薬、胃腸薬、漢方薬、滋養強壮剤（医薬部外品）、外傷 皮膚病薬、薬事法に基づく薬用酒等	要指導・一般用医薬品	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）」（薬機法）に定める要指導医薬品及び一般医薬品（医師の処方箋によるものを除く。）。 感冒薬、胃腸薬、漢方薬、外傷 皮膚病薬等
医療用ガーゼ、包帯		医薬部外品、医療用品・衛生用品（別掲を除く）	
脱脂綿		医薬部外品（薬用化粧品を除く）	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）」に定める医薬部外品。 あせも ただれ用剤、ビタミン剤、外用消毒剤等。ただし、薬用化粧品は除く。
家庭用マスク		ガーゼ、包帯	
大人用紙おむつ	パンツタイプ、パット ライナー（尿とりパット、パット ライナー（軽失禁ライナー 軽失禁パット）等	脱脂綿	
子供用紙おむつ		大人用紙おむつ	パンツタイプ、パット ライナー（尿とりパット、パット ライナー（軽失禁ライナー 軽失禁パット）等
生理用品	ナプキン、タンポン等	子供用紙おむつ	
ティッシュペーパー		生理用品	ナプキン、タンポン等
トイレットペーパー		ティッシュペーパー	
紙タオル・紙ナプキン	ペーパータオル、ウェットティッシュ	トイレットペーパー	
その他の医療用品・衛生用品	絆創膏（布製）、眼帯、三角きん、カット綿、綿棒、コンタクトレンズの保存液 洗浄液、入れ歯洗浄剤、入れ歯安定剤、水まくら、氷のう、避妊用具等	紙タオル・紙ナプキン	ペーパータオル、ウェットティッシュ
医療用品		その他の衛生用品、医療用品（別掲のものを除く）	
医療用品	縫合糸、副木、整形材料、義し（肢）、検眼用品、義眼、家庭用吸入器、人工血管、人工皮膚、ヒト体細胞加工製品、松葉づえ、医療用コルセット、ギプス、脱腸帯、健康帯、医療用接着剤、避妊用具等	マスク	
歯科材料	歯科用金属、歯冠材料、義歯床材料、歯科用接着充てん材料、歯科用印象材料、歯科用研削 研磨材料、歯科用ワックス等	医療用マスク	主に医療機関において使用されることを目的として製造されたマスク ○N95マスク、ASTM（米国試験材料協会）規格に適合したサージカルマスク
		家庭用マスク	感染症予防、花粉対策、保湿などの用途として、主に一般家庭において使用されることを目的として製造されたマスク ○不織布マスク、ガーゼマスク、ウレタンマスク
		産業用・その他用マスク	工業用マスク、防塵マスク等
		医療用品（医療機関向け）	
		医療用品	医療用縫合糸、医療用接着剤等、整形外科材料、義肢 義足、人工血管、人工心臓弁、人工皮膚、子宮内避妊器具等
		歯科材料	
		歯科材料	歯科用金属、歯冠材料、義歯床材料、歯科用接着充てん材料、歯科用印象材料、歯科用研削 研磨材料、歯科用ワックス等

【対処方針10,12,13,14,15,16,17,19,20,21】 (小売)

医療用医薬品		医療用医薬品	
医療用医薬品	医師法（昭和23年法律第201号）又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）の規定に基づいて、医師又は歯科医師が交付する処方箋により院外の調剤薬局において購入したもの。院内において医師により処方されたものを除く。	医療用医薬品	医師法（昭和23年法律第201号）又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）の規定に基づいて、医師又は歯科医師が交付する処方箋により院外の薬局において入手したもの。院内において医師又は歯科医師により処方されたものを除く。
一般用医薬品・衛生用品		要指導・一般用医薬品	
一般用医薬品	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に定める医薬品及び医薬部外品（医師の処方箋によるものを除く。）。 感冒薬、胃腸薬、漢方薬、滋養強壮剤（医薬部外品）、外傷 皮膚病薬、薬事法に基づく薬用酒等	要指導・一般用医薬品	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）」（薬機法）に定める要指導医薬品及び一般医薬品（医師の処方箋によるものを除く。）。 感冒薬、胃腸薬、漢方薬、外傷 皮膚病薬等
医療用ガーゼ、包帯		医薬部外品、医療用品・衛生用品（別掲を除く）	
脱脂綿		医薬部外品（薬用化粧品を除く）	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）」に定める医薬部外品。 あせも ただれ用剤、ビタミン剤、外用消毒剤等。ただし、薬用化粧品は除く。
家庭用マスク		ガーゼ、包帯	
大人用紙おむつ	パンツタイプ、パット ライナー（尿とりパット、パット ライナー（軽失禁ライナー）軽失禁パット）等	脱脂綿	
子供用紙おむつ		大人用紙おむつ	パンツタイプ、パット ライナー（尿とりパット、パット ライナー（軽失禁ライナー 軽失禁パット）等
生理用品	ナプキン、タンポン等	子供用紙おむつ	
ティッシュペーパー		生理用品	ナプキン、タンポン等
トイレットペーパー		ティッシュペーパー	
紙タオル・紙ナプキン	ペーパータオル、ウェットティッシュ	トイレットペーパー	
その他の医療用品・衛生用品	絆創膏（布製）、眼帯、三角きん、カット綿、綿棒、コンタクトレンズの保存液 洗浄液、入れ歯洗浄剤、入れ歯安定剤、水まくら、氷のう、避妊用具等	紙タオル・紙ナプキン	ペーパータオル、ウェットティッシュ
		その他の衛生用品、医療用品（別掲のものを除く）	絆創膏、眼帯、三角きん、綿棒、コンタクトレンズの保存液 洗浄液、入れ歯洗浄剤、入れ歯安定剤、水まくら、氷のう、コンドーム等
		マスク	
		家庭用マスク	感染症予防、花粉対策、保湿などの用途として、主に一般家庭において使用されることを目的として製造されたマスク ○不織布マスク、ガーゼマスク、ウレタンマスク
		その他のマスク	医療用マスク、防塵マスク等

【対処方針11】

(卸売・小売)

前回案		対処方針(案)を踏まえた生産物分類(案)	
分類項目名(案)	定義・内容例示	分類項目名(案)	定義・内容例示
理美容電気機械器具		理美容電気機械器具	
電気かみそり	電池式、女性用の製品を含む。	電気かみそり	電池式、女性用の製品を含む。
理容用電気器具	電気ばりかん、ヘアドライヤー、ヘアアイロン等 ×電気かみそり	理容用電気器具	電気ばりかん、ヘアドライヤー、ヘアアイロン等 ×電気かみそり
電気マッサージ器具	マッサージを行う電気機器 イス式、ベルト式、ベット式の製品を含む。電池式の製品は除く。	その他の理美容電気機械器具	電動歯ブラシ、洗顔器(単に洗の汚れを落とす目的のもの)、フィットネス機器等 電子血圧計、電子体温計、補聴器等の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)」に定める医療機器を除く。
その他の理美容電気機械器具	フェイスケア機器、電動歯ブラシ、電子血圧計、電子体温計、補聴器等	家庭用医療機器	
		家庭用医療機器	家庭用電気マッサージ器、家庭用エアマッサージ器、家庭用電気治療器等
		健康管理機器	
		健康管理機器	体温計、自動電子血圧計、手動式電子血圧計、体重計、体脂肪計、歩数計等
		補聴器	
		補聴器	×集音器

【対処方針18】

(卸売)

前回案		対処方針(案)を踏まえた生産物分類(案)	
分類項目名(案)	定義・内容例示	分類項目名(案)	定義・内容例示
医療用機械器具 (歯科用機械器具を含む)		医療用機械器具 (歯科用機械器具を含む)	
医療用機械器具、同装置(病院用器具、同装置を除く)	医科用鋼製器具、診断用機械器具装置、手術用機械器具装置、処置用機械器具、麻酔器具、輸血装置、人工気胸器具、聴診器、注射器具、かん腸器、整形用機械器具、人工心肺装置、脱疫治療器、医療用針等	医療用機械器具、同装置	医科用鋼製器具、診断用機械器具装置、手術用機械器具装置、処置用機械器具、麻酔器具、輸血装置、人工気胸器具、聴診器、注射器具、かん腸器、整形用機械器具、人工心肺装置、脱疫治療器、医療用針、手術台、診療台、消毒滅菌器、呼吸補助器、保育器、光線治療器(レーザー応用治療装置を除く)等
病院用器具、同装置	手術台、診療台、消毒滅菌器、呼吸補助器、保育器、光線治療器(レーザー応用治療装置を除く)、機械台、保管設備、患者運搬車、指圧器、医科用ふ卵器等	歯科用機械器具、同装置	歯科用診察台、歯科用鋼製器具、歯科用診療用機械器具、技工用機械器具、同装置、きょう正用機械器具、同装置、歯科用治療台、歯科用ユニット、歯科用エンジン、歯科用鋼製小物、歯科技工所用器具、歯科用バー等
歯科用機械器具、同装置	診察室用機械装置、鋼製器具、診療用機械器具、技工用機械器具、同装置、きょう正用機械器具、同装置、歯科用治療台、歯科用ユニット、歯科用エンジン、歯科用鋼製小物、歯科技工所用器具、歯科用バー等	X線装置(医科・歯科用)	医用 歯科用の撮影装置。CT装置を除く
X線装置(医科・歯科用)	医用 歯科用の撮影装置。CT装置を除く	X線装置(医用CT装置)	X線投影装置によりコンピュータ処理を用いて断層像を再構成する装置
X線装置(医用CT装置)	X線投影装置によりコンピュータ処理を用いて断層像を再構成する装置	医療用電子応用装置	医療用粒子加速装置、超音波画像診断装置(循環器用、腹部用を含む)、超音波ドブラ診断装置、磁気共鳴画像診断装置(MRI)、高周波及び低周波治療器(家庭用を除く)、CTスキャン(X線装置を除く)、ペースメーカー等
医療用電子応用装置	医療用粒子加速装置、超音波画像診断装置(循環器用、腹部用を含む)、超音波ドブラ診断装置、磁気共鳴画像診断装置(MRI)、高周波及び低周波治療器(家庭用を除く)、CTスキャン(X線装置を除く)、ペースメーカー等		

【対処方針22】 (卸売)

前回案		対処方針(案)を踏まえた生産物分類(案)	
分類項目名(案)	定義・内容例示	分類項目名(案)	定義・内容例示
業務用エアコンディショナ		事業用エアコンディショナ	
業務用エアコンディショナ	パッケージ形エアコンディショナ等	事業用エアコンディショナ	パッケージ形エアコンディショナ等

【対処方針24】 (卸売)

前回案		対処方針(案)を踏まえた生産物分類(案)	
分類項目名(案)	定義・内容例示	分類項目名(案)	定義・内容例示
ペット・ペット用品		ペット・ペット用品	
ペット	愛がん用 観賞用動物(犬、猫、鳥類、魚類、は虫類など)、観賞魚	ペット	愛がん用 観賞用動物(犬、猫、鳥類、魚類、は虫類など)、観賞魚
ペットフード	愛がん動物用飼料、観賞魚用飼料、ドッグフード、キャットフード等	ペットフード	愛がん動物用飼料、観賞魚用飼料、ドッグフード、キャットフード等
ペット用品	○ 水槽 水草 サーモスタット ヒーター ○ 犬小屋(材料を含む。) 鳥籠 ○ ペット用の衣類 化粧品 玩具 消臭剤	ペット用品	○ 水槽、水草、サーモスタット、ヒーター ○ 犬小屋(材料を含む。) 鳥籠 ○ ペット用の衣類、化粧品、玩具、消臭剤 × 動物用医薬品
動物用医薬品	家畜栄養剤、製剤(動物用)、動物用ワクチン等	動物用医薬品・動物用医療機械器具	
動物用医療機械器具、同部分品・取付具・附属品	診断用機械器具、手術用機械器具、診療用機械器具、標識用機械器具、家畜人工受精用機械器具、保健衛生機械器具、動物専用保定器具等	動物用医薬品	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)」(薬機法)に定める動物用医薬品
		動物用医療機械器具	診断用機械器具、手術用機械器具、診療用機械器具、標識用機械器具、家畜人工受精用機械器具、保健衛生機械器具、動物専用保定器具等部分品 取付具 附属品を含む。

(小売)

ペット・ペット用品		ペット・ペット用品	
ペット	愛がん用 観賞用動物(犬、猫、鳥類、魚類、は虫類など)、観賞魚	ペット	愛がん用 観賞用動物(犬、猫、鳥類、魚類、は虫類など)、観賞魚
ペットフード	愛がん動物用飼料、観賞魚用飼料、ドッグフード、キャットフード等	ペットフード	愛がん動物用飼料、観賞魚用飼料、ドッグフード、キャットフード等
ペット用品	○ 水槽、水草、サーモスタット、ヒーター ○ 犬小屋(材料を含む。) 鳥籠 ○ ペット用の衣類、化粧品、玩具、消臭剤	ペット用品	○ 水槽、水草、サーモスタット、ヒーター ○ 犬小屋(材料を含む。) 鳥籠 ○ ペット用の衣類、化粧品、玩具、消臭剤 × 動物用医薬品
		動物用医薬品	
		動物用医薬品	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)」(薬機法)に定める動物用医薬品で、獣医師による処方又は都道府県知事が許可した販売業者から入手するもの。